

早稲田大学 大学院法学研究科
2018年度 修士課程入学試験（国内受験）
【専修科目】

基礎法学専攻	英米法 専修
次の問題Ⅰ、ⅡまたはⅢのいずれか1つを選択して解答しなさい。 Ⅰ 英米法系諸国には、懲罰的損害賠償制度がある。①英米法系諸国の間でもこの制度に対する批判がある。それはどのような批判なのか。また、②それにもかかわらず、なぜこの制度は今も存続しているのか。この2点について具体的な判例を用いながら論じなさい。 Ⅱ 英国のEU脱退賛成多数が示された2016年の国民投票の後、英国政府は脱退通知を国会の議決なしにEUに行おうとした。この政府一存による脱退通知を違憲とする訴訟が市民より起こされ、英国最高裁も違憲と判断した（Miller事件）。英国には体系的な成文憲法典がないのに、なぜ憲法をめぐる訴訟が生じうるのかを説明しつつ、Miller事件の英国最高裁判決の意義を論じなさい。 Ⅲ 次の設問のAおよびBに答えなさい。 A Oliver Wendell Holmes, Jr.の有名な警句に、”The life of the law has not been logic; it has been experience.”がある。この警句の意味をどのように解釈するかについて、次の2つの合衆国最高裁判決、Plessy v. Ferguson 判決(1896年)及びBrown v. Board of Education 判決(1954年)の内容を紹介しながら、説明しなさい。 B 次の語句を簡潔に説明しなさい。 ① incorporation doctrine ② executive order ③ 法律解釈における <i>Chevron deference</i> ④ 判例解釈における <i>distinguish</i> の技法	
答案の書き方（ 横書／縦書 ） 六法全書の使用を（認める／認めない）	